

条例のめざすものと検討項目の例示（たたき台）

1 条例のめざすもの

練馬区の自治の基本的なあり方、区民と行政との協働、区民の行政への参加・参画の仕組み等を定める。

区民の方々の区政への参加・参画

- (1) 区民の方々が区政に参加・参画するルールを設ける。
 - ・参加・参画について定めた要綱や指針などを条例化する。
 - ・区民の方々の行政への参加・参画の機会を確保する。
- (2) 区民の方々の意見が反映された開かれた行政運営を図る。
 - ・説明責任など、行政の役割や責務について、普遍化する。
- (3) 区民の方々の自治意識の高揚を図る。

区民の方々と区との協働の推進

- (1) 協働の姿を明らかにする。
- (2) 多くの区民の方々が主体的に考え行動し、身近な課題を解決する自治の仕組みが構築されることを期待する。
- (3) 区民の方々と区が、共に考え、行動する風土を築くため、職員の意識を変革する。

地方自治の本旨（団体自治、住民自治）の実現

- (1) 区民の方々と区が、基本理念と区政情報を共有する。
 - ・区民の方々の権利と責務を明確にする。
 - ・自治の理念、自治の実現のための制度を明らかにする。
- (2) 行政運営の基本的ルールをわかりやすく示す。
 - ・地方自治法に規定されていることも含めた総合的なものにする。
- (3) 行政分野を横断する総合的な取り組みを推進する。
 - ・政策や制度を自治の視点から体系化する。

2 検討項目の例示

区政への参加・参画と協働の仕組み

- (1) 附属機関の委員等の区民公募
- (2) 区民意見反映（パブリックコメント）
- (3) 住民投票制度
- (4) 区民による政策提案
- (5) 地域合意の仕組み
- (6) 地域コミュニティやNPOの位置付け

区民・執行機関・議会の役割と責務、行政運営の基本

- (1) 区民の権利、役割と責務
- (2) 執行機関の役割と責務
- (3) 議会の役割と責務
- (4) 情報公開・情報共有、個人情報保護
- (5) 行政評価
- (6) 練馬区と国・都との関係

自治の理念、条例の位置付け

- (1) めざすべき自治のあり方
- (2) 自治基本条例の位置付け（法令上・条例上）
- (3) 住民自治の基本理念、基本原則
- (4) 条例の目的、条例制定の理由
- (5) 条例の施行に係る審議会等の設置